#### 免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一

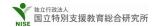
視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

#### 各教科の指導Ⅳ

#### 音楽

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:金子 健)

体育·保健体育 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (作成者:土井 幸輝)



この講義は、各教科の指導Ⅳです。

前半は、音楽、後半は、体育・保健体育です。二本続けてご覧ください。

#### 免許法認定通信教育 - 視覚障害教育領域 - 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 各教科の指導IV (音楽)



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者 : 金 子 健)

1



みなさん、こんにちは。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の金子健です。 今日は、「各教科の指導IV 音楽」というテーマで、お話させていただきます。

### 本講義のポイント

- 1. 視覚障害がある場合、音楽を学ぶうえでどのような困難があるか理解する。
- 2. 視覚障害児童生徒に対して音楽を指導するうえでの配慮や工夫について理解する。

2



本講義のポイントとしては、2点あります。

一つ目は、視覚障害がある場合、音楽を学ぶうえでどのような困難があるか理解 することです。

二つ目は、視覚障害児童生徒に対して音楽を指導するうえでの配慮や工夫について理解することです。

視覚障害があっても、音楽に関しては困難なことはないように思われるかもしれませんが、音楽においても、見て学ぶという部分はありますので、これからお話しするように、視覚障害児童生徒に対する音楽の指導に当たっては配慮や工夫が必要です。

### 本講義の内容

- 1. 学習指導要領と教科の目標
- Ⅲ. 指導上の視点
- Ⅲ. 指導上の配慮事項
- Ⅳ. 指導の実際
- V. 本講義のまとめ

3



本講義の内容としては、4つのことを取り上げます。

- 一つ目は、「学習指導要領と教科の目標」です。
- 二つ目は、「指導上の視点」です。
- 三つ目は、「指導上の配慮事項」です。

四つ目は、「指導の実際」です。

最後に本講義のまとめを行います。

## I. 学習指導要領と教科の目標

4



では、内容の一つ目ですが、最初に、特別支援学校学習指導要領、及び小学校・中学校学習指導要領から、特別支援学校小学部、中学部での、音楽科の目標についてお示しします。

### 音楽科の目標

#### 音楽科の目標 小学部

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、 生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとお り育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、 表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるように する。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

(特別支援学校小学部学習指導要領) \* 小学校と同じ目標

5



スライドにお示ししているように、小学部の音楽科の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」としており、育成を目指す資質・能力として、三つが挙げられています。即ち、

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。 の三つです。

これらは、それぞれ、育成を目指す資質・能力の三つの柱である、「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の 涵養に対応するものです。

また、この目標の最初に、「表現」と「鑑賞」とあるように、音楽科の内容としては、「表現」と「鑑賞」があり、前者には、歌唱、器楽、音楽づくりの活動が含まれます。

#### 音楽科の目標 中学部

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する 心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に 親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

(特別支援学校中学部学習指導要領) \* 中学校と同じ目標

6

次に、中学部の音楽科の目標は、スライドにお示ししているように、まず、「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」となっており、小学部の目標とは「表現及び鑑賞の活動を通して」のところが、「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」となっています。

そして、育成を目指す資質・能力として、三つが挙げられています。即ち、

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、 音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。 の三つです。

小学部の目標と比較すると、部分的に文言が変更、追加されており、より高度、 あるいは分化した内容になっています。

また、目標の最初の「表現」と「鑑賞」については、中学部でも同じですが、音楽科の内容としては、「表現」は、歌唱、器楽、創作の活動であり、小学部の「音楽づくり」が「創作」となります。

### 音楽的な見方・考え方

#### 小学部

音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている 要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文 化などと関連付けること

小学校学習指導要領解説音楽編

#### 中学部

音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている 要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社 会、伝統や文化などと関連付けること

中学校習指導要領解説音楽編

7



なお、目標の最初のほうにある「音楽的な見方・考え方」とは、スライドにお示ししているように、小学部では「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」であると考えられます。また、中学部での「音楽的な見方・考え方」についても、小学部と若干異なりますが、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」であると考えられます。

## Ⅱ. 指導上の視点

8



次に、指導上の視点として、いくつか取り上げます。

### 指導上の視点

- 1. 音楽への興味は就学前の時期から配慮して育むことが 重要である。
- 2. 音楽を聴いて覚えることも必要である。
- 3. 歌唱や器楽では、適切な姿勢、身体のバランスのとり 方がある。
- 4. 器楽では、各楽器に対応した操作の仕方がある。

9



まず、小学校からの音楽の指導の前のこととして、音楽への興味を就学前の時期から、配慮して育むことを挙げることができます。

視覚に障害がある場合、乳幼児期から、子どもが音に注意を向け、興味を持ち、楽しむことは自然に起こることです。

この興味や楽しみに対して、より興味を持ち、より楽しめるように配慮して対応することが重要です。

次に、視覚障害がある場合、楽譜や他者の演奏を見て、歌ったり楽器を演奏したりすることは難しい場合が多いですので、歌唱や楽器の演奏を聴いて、その楽曲を覚えるようにすることも必要です。

また、歌唱や器楽では、適切な姿勢や身体のバランスのとり方があります。

視覚障害がある場合、身体の動きを視覚的にコントロールすることが難しいので、 その姿勢やバランスのとり方に注意することが必要です。

また、器楽では、当然のことながら、各楽器に対応した手指等による操作の仕方がありますが、これも、視覚障害がある場合、視覚的にコントロールすることが難しいですので、その操作の仕方を学ぶ上で配慮が必要です。

## Ⅲ. 指導上の配慮事項

10



次に、先のような指導上の視点に基づき、もう少し具体的に、指導上、配慮する 事項を挙げていきます。

### 指導上の配慮事項①

- 1. 視覚障害児は、乳幼児期から、周囲の音、テレビから聞こ えてくる音楽、日常品や玩具等、自身が操作する物がたて る音、楽器の音等について、注意を向けることが自然。
  - → 係わり手も、それらの音に注意を向けることが必要 子供と注意を共有することが大切
- 2. 木製の玩具や楽器、金属製のベル等、より豊かな音が出る ものを用意する。

11



まず、就学前の乳幼児期から、周囲で聞こえる音、テレビから聞こえてくる音楽、日常品や玩具等、自分が操作する物がたてる音、楽器の音等、視覚障害児が注意を向けるものについて、係わり手は、共に注意を向けることが重要です。

視覚障害がある場合、子どもがこうした音に興味を持つことは自然ですし、 好まれる玩具としても、音が出るものを好むということは自然に起こります。 その場合、係わり手は、まず、周囲からどんな音が聞こえているか、テレ ビからはどんな音楽が流れているか、日常品や玩具が立てる音がどんな音か、 どのような操作をしたらどのような音がするのか等に、注意を向け、理解す ることが重要です。ちなみに晴眼者は、視覚的な情報と比較して、音の情報 をあまり取っていないことが普通ですので、その場合、意識的に音の情報を

そのうえで、子どもが、各種の音の違いを知ったり、自らの動作によって どんな音がするかを知るようにすることが大切です。

取るようにすることが大切です。

また、音が出る玩具や楽器については、木製の玩具や楽器、金属製のベル 等、より豊かな音が出るものを用意して、子どもが、その豊かな音を楽しむ ようにすることも有効です。

もちろん、係わり手が歌を歌ったり、楽器を演奏して子どもに聴かせることや、子ども自身が歌ったり、楽器を操作したりすることを促すことも有効です。

### 指導上の配慮事項②

- 1. CD等の音源によるものや、実際の演奏等により、音楽への 興味、音楽を聞き分ける力、鑑賞する力をつける。
- 2. 楽曲のリズム、強弱、速度、旋律等を身体の運動、動作等と結びつけてイメージする。さらには、言葉で説明させる。
- 3. 各楽曲の背景(国、地域の違い、文化等)について、写真や映像等が使用される場合、視覚障害があっても理解されるように配慮する。

12



次に、CD等の音源を用意して聴かせたり、実際の演奏を聴かせたりすることも大切です。

なお、このことは、乳幼児期を含めて、それ以降においても重要なことで、そのことにより、音楽を楽しむとともに、音楽を聞き分ける力、鑑賞する力を育むようにします。

楽曲の鑑賞や理解において、リズム、強弱、速度、旋律等を身体の運動、動作等と結びつけて、身体の動きとしてイメージすることは、一般的にも有効です。

このことについて、特に盲児の場合は、視覚的なイメージをもてませんので、とりわけ、その意義があると言えます。

楽曲のリズム、強弱等に対応する身体の動きによって、それらについてのイメージを持つようにすることが大切です。

そのための活動としては、幼児期であれば、動作を伴う歌遊びやリトミックのような活動を挙げることができます。

この時期からはじめて、イメージを豊かにすることについて配慮し、さらには、いろいろな楽曲について思い浮かぶことを、言葉で説明させるということも有効です。

なお、楽曲には、その背景として、各楽曲が生まれた国、地域や文化等の違いがあり、それらを理解することも鑑賞を深める上では必要です。

その理解のために、一般的には写真や映像等が使われる場合も多いと思われますが、

視覚障害があっても理解されるように、写真を拡大する、それらに代わるものを用意する、言葉で丁寧に説明するといった配慮が必要です。

### 指導上の配慮事項③

- 聴いて覚えるために、録音したものを用意することも有効である。
- 2. 楽曲の理解の程度を知るために、聴いた音楽を再現させる ことが有効であるが、児童生徒自身の歌唱、楽器の演奏を 録音して、フィードバックする等も行う。
- 3. 楽曲の構造を理解させるように配慮する。

13



先に、指導上の視点として、音楽を聴いて覚えることも必要であると言いましたが、 その場で聴いて覚えることに加えて、楽曲を録音したものを用意して、覚えさせることも有効です。

その場合、特に教員が覚えてもらいたい、難しい旋律やリズム等を録音したもの を聴かせるということも有効です。

音楽の授業で、児童生徒がどの程度楽曲を理解しているかを知るために、児童生徒自身に歌唱や楽器の演奏を行わせて教員がそれをチェックするということは、通常の指導でも行われていることですが、それとともに、児童生徒自身の歌唱、楽器の演奏を録音して、フィードバックする等の配慮も有効です。

視覚障害児童生徒が、自身の歌唱や演奏を、自身の耳で聴いて確かめ、その進歩の状況を知るということが重要です。

また、楽曲の理解ということでは、楽譜等で、その全体の構造を理解することが 難しい視覚障害児童生徒の場合、教員が、2小節、4小節、8小節単位等、あるい は繰り返しの部分等、その構造を意識して、言葉で説明する等のことが有効です。 このことは、楽曲を覚えやすくすることにもつながります。

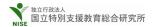


次に、指導の実際について、授業の進め方、歌唱の指導、器楽の指導、楽譜の四つを取り上げて、お話しします。

### 授業の進め方

- 1. 授業では、教員の指示や、他の児童生徒の行動が分かるようにする。
- 2. 授業では、よけいな音がしないようにして、視覚障害児童生徒が、とるべき音に集中できるようにする。

15



最初に、音楽の授業の進め方についてですが、視覚障害がある場合、教員や他の児童生徒がどこにいるかや、どのようなことをしているかを知ることが難しい場合が多いので、それらについて、視覚障害があっても分かるようにすることが重要です。

教員や他の児童生徒の所在については、それぞれ声を出すこと等、教員は言葉でも分かる明確な指示を出す、他の児童生徒が何をしているかを説明する等のことが必要です。

また、関連して、これらのことがよく分かるためということを含めて、よけいな音がすると、とるべき音の情報をとることが難しくなりますので、よけいな音がしないようにすることが必要です。

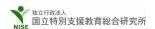
特に、交流及び共同学習で、通常の学級の音楽の授業に、視覚障害児童生徒が参加するといった場合は、他の児童生徒がたてる音も、特に盲児童生徒にとっては、集中すべき音に集中できない原因となります。

教員は、言葉による指示や、何かしらの音の合図で、皆が静かにすることを約束 しておいて、そのうえで次に何をするか指示したり、演奏を始めたりするといった工 夫が必要です。

### 歌唱

- 1. 適切な姿勢、身体のバランスのとり方を指導する。
- 2. 呼吸法を指導する。
- 3. 楽曲は音と無音からなっている。各音の開始時点、音を出している時間、休符に対応する時間を把握することが重要である。その把握のために、音の開始時に、触覚的な手がかりを与える。(特に合唱では留意が必要)
- 4. 合唱では、音の始まりについては、他の児童生徒発声する 前に息を吸い込む音で知ることもできる。

16



次に、歌唱についてですが、まず歌唱には、適切な姿勢や身体のバランスのとり方があります。

このことが、歌うのに必要な腹筋や背筋が十分に働くことにもつながります。 また、必要以上に身体に力が入っていても、上手に声は出せません。

視覚に障害がある場合、視覚的に姿勢や身体のバランスをコントロールすること が難しいため、このことが困難な場合があります。

そこで、例えば、いったん身体の力を抜いたうえで、足を少し開く、背筋をのばす、 重心を調節する等、歌う前に、適切な姿勢や身体のバランスをとるよう、十分に指 導することが重要です。

なお、こうした場合に、両足を少し開くということを「こぶし1つが入る程度に」というように、触覚的にも把握できる手がかりを与えるようにすることが有効です。

また、低年齢で身体がまだ成長していない段階では難しいかもしれませんが、やがては腹式呼吸をするようにする等、歌唱のための正しい呼吸法を指導することも必要です。

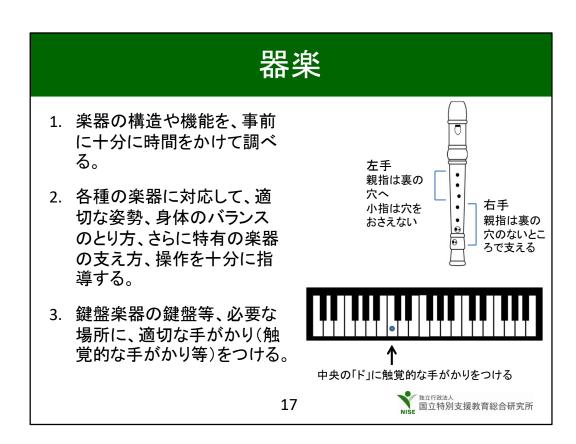
また、楽曲は音を出す部分と音をださない無音の部分からなっています。各音の 開始時点、各音を出す時間、休符に対応する音を出さない時間を把握することが 重要です。

これらのことは、視覚的な手がかりを得ることが困難な場合、課題となります。 特に、合唱では、他の児童生徒と、これらについて合わせる必要があるので、より難しくなります。

そのための工夫としては、音の開始時を肩等をたたいて知らせるといった工夫があります。

また、合唱では、隣の児童生徒が、発声する前に息を吸い込む音を参照して音の

開始を知るといった工夫もあります。



次に、器楽についてです。

楽器を演奏するに際して、視覚障害児童生徒の場合、まず、その楽器の構造を 十分に時間をかけて調べるようにすることが必要です。

構造を調べ、各部の機能を知るようにすることが必要です。

特に盲児童生徒の場合は、触覚によって調べることになりますので、より十分な時間が必要です。

例えば、このスライドの右上のリコーダーでは、どこが口を当てて吹く部分であるか、どこに穴があるか、どのように穴が配置されているか、また、3つの部分に分解できること等を十分に調べて理解するようにすることが必要です。

また、器楽においても、歌唱と同様、各種の楽器に対応して、適切な姿勢、身体のバランスのとり方がありますので、その指導をすることが重要です。器楽においては、さらに、各種の楽器に対応した、楽器の支え方や特有の操作の仕方があります。

例えば、リコーダーで立って演奏する場合には、足を少し開き、肩、ひじ、手首、 指を適切な姿勢にして、リコーダーを適当な角度に保って支えることが必要です。

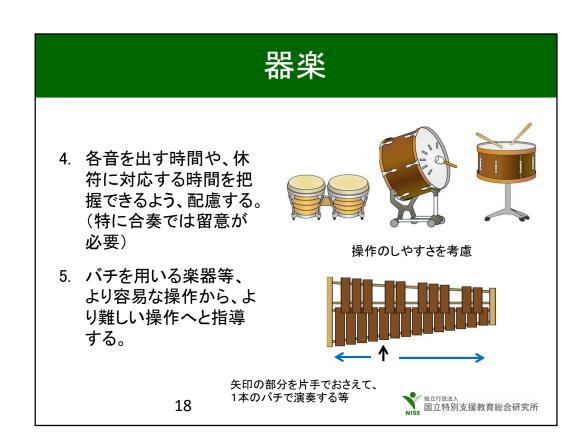
この場合、歌唱のところでも挙げましたが、足を少し開くということを、「こぶし一つが入る程度」とか、両脇の広さを「ボール1個が入る程度」といったように、触覚的にも分かる手がかりを与えることが有効です。

さらに、各穴に対する両手指の配置、穴をおさえない右手親指の位置、そして指の動かし方を学ぶ必要もあります。

これらについて、十分に時間をとって指導することが必要です。

また、鍵盤楽器の鍵盤で、中央のドの位置に触覚的に分かるものをつける等、楽器に適切な手がかりをつけて、それを手がかりとして演奏するようにすることも有効

です。



次に「4」として示しているのは、歌唱の場合と同じものです。

楽器の演奏の場合も、歌唱の場合と同様、各音を出す時間や、休符に対応する時間を把握できるよう配慮や工夫が必要です。また、歌唱の場合、合唱の場合には特に留意が必要であると言いましたが、器楽の場合も、同様に、合奏の場合には留意が必要です。

次に、バチを用いる楽器等は、より容易な操作から、より難しい操作へと指導するということを挙げます。

スライドの右上に示しているように、太鼓等では、当然、手で直接叩くことのほうが、バチを用いて叩くより容易ですし、より直接的に、手の力の入れ方と音の強弱等の対応をつけることができます。

これらのことは、通常の指導にも当てはまることですが、視覚障害がある場合、このようなバチを用いて叩くといった操作が難しくなりますので、特に配慮することが必要です。

また、スライドの右下に示しているように、例えば、木琴の演奏では、最初は一本のバチのみを用いて、それを片手に持ち、また、他の片手を特定の音板に置いて、それを基点として音板を叩くといったことも、視覚障害があっても、操作がし易いという点と、音板の間隔や、音階を調べやすいという点で有効です。

各種の楽器の演奏については、通常は、視覚的にコントロールする部分があり、また、見本となる演奏を見て、手指の動かし方等を学ぶという部分も多いですので、特に盲児童生徒の場合、このような楽器の操作の仕方を学んでいく上での工夫や、配慮事項で取り上げた、演奏の録音によって演奏のよしあしを理解する等の工夫が必要です。

### 楽譜について

- 1. 盲児童生徒のためには点字楽譜がある。
- 2. 弱視児童生徒のためには、拡大楽譜(音符を拡大、五線の線を太く等したもの)がある。
- 3. 暗譜も重要である。

19



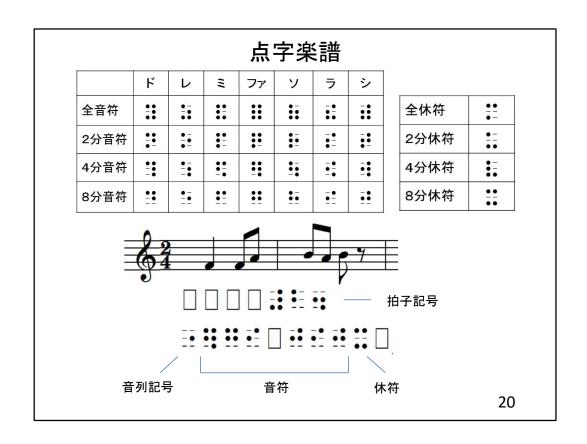
次に、楽譜についてお話しします。

盲児童生徒のための楽譜としては、点字で楽譜を表した点字楽譜があります。 また、弱視児童生徒のための楽譜としては、音符や五線を拡大し、五線の線を太く する等した拡大楽譜があります。

ただし、点字楽譜は、点字を指で触ってよむものですから、例えば、晴眼者が楽譜を見ながらピアノを弾くように、点字楽譜をよみながらピアノを演奏することはできません。また、それをよみながら歌う場合でも、負担が大きい場合があります。

拡大楽譜の場合も、それを見ながら楽器を演奏したり、歌ったりすることには負担が大きく、難しい場合があるようです。

従って、これらは、主として楽曲を覚えたり理解するために使用し、歌唱や楽器の演奏は、楽曲を聴いて覚えたり、これらの楽譜を用いて暗譜して行ったりすることも必要です。



ここで、点字楽譜とはどのようなものか、示しておきます。表は、点字楽譜での音符と休符の表記を示したものです。

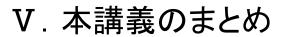
点字楽譜では、このような音符、休符の他、各種の音楽記号を点字で表し、また、音符の前に音域を表す記号(音列記号と呼ばれているもの)を付けて、どの高さの音域の音であるかを表す等、楽譜を点字で表記するものです。

また、実際の点字楽譜の例を、通常の楽譜と共に示します。

この例では、上の行に、拍子記号で4分の2拍子であることを示し、次の行に、音域を示す音列記号を付けた上で、各音符、休符に対応する点字を表記しています。



拡大楽譜についても、ここで、音楽の教科書からとった楽譜を示しておきます。 上は、通常の音楽の教科書からとった楽譜です。 下は、それに対応する拡大教科書の楽譜です。



本講義のまとめです。

### 本講義のまとめ

- 1. 視覚障害がある場合、音楽を学ぶうえでどのような困難があるか。
- 2. 視覚障害児童生徒に対して音楽を指導する うえでの配慮や工夫として、どのようなものが あるか。

23



本講義においては、大きく分けて2つのことをお話ししました。

一つ目は、視覚障害がある場合、音楽を学ぶうえでどのような困難があるかについてです。

音楽についても、見て学ぶということがあるため、視覚障害がある場合、困難なことがあることと、どのような困難があるかについてお話しいたしました。

二つ目は、視覚障害児童生徒に対して音楽を指導するうえでの配慮や工夫についてです。

就学前の時期からの配慮、音楽の授業での配慮、歌唱や器楽の指導に関する配慮や工夫点等についてお話ししました。

### 事後学習に関する指導

- 1. 音楽の教科書や、音楽教育の書籍をみて、視覚障害がある場合、どのようなことに困難があるか、その困難への対応としては、どのようなことがあるか、検討してみること。
- 2. 点字楽譜について、次の「参考文献・関連リンク」に挙げる「点字楽譜の手引き」や下記サイト等で、その表記法や利用の仕方等を調べること。

点字楽譜利用連絡会Webサイト http://brmusic.jp/

24



この講義の事後学習として、2つ挙げます。

一つ目は、小・中学校の音楽の教科書や音楽教育の書籍をみて、視覚障害がある場合、どのような部分で困難がありそうか、その困難への対応としては、どのようなことが考えられるか、検討してみることです。

二つ目として、点字楽譜について、次の「参考文献・関連リンク」にある「点字楽譜の手引き」やお示ししているサイト等で、その表記法や利用の仕方等を理解することを挙げておきます。

### 参考文献・関連リンク

- ・ 文部省(1984). 点字楽譜の手引き. 日本ライトハウス.
- RNIB(2013). Teaching music to pupils with vision impairment. RNIB. (下記に掲載)

http://www.rnib.org.uk/information-everyday-living-home-and-leisure-music/music-education

 Sally-Anne Zimmerman (1997). Music. Visual Impairment — Access to education for children and young people — David Hulton.

25



最後に、参考文献・関連リンクについて、スライドに、いくつか挙げておきます。

#### 免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 各教科の指導Ⅳ

(音楽)

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者: 金子 健)

26



以上で、「各教科の指導Ⅳ 音楽」を終わります。

責任監修:金子 健

作成者:金子 健

読み上げ者:金子 健



#### 免許法認定通信教育一視覚障害教育領域一

視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 各教科の指導IV (体育/保健体育)



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:土井 幸輝)

> MISE 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

みなさん、こんにちは。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の土 井幸輝です。

本講義は、視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 「各教科の指導IV」(体育/保健体育)というタイトルでお話します。

#### 本講義の内容

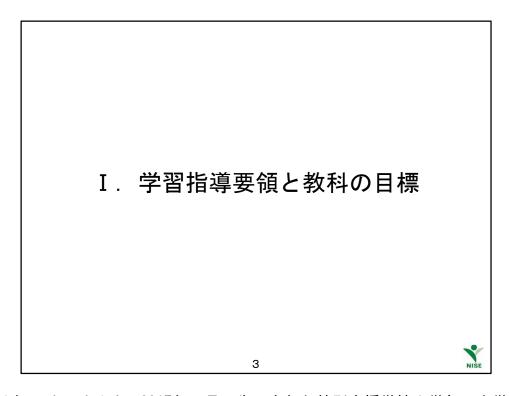
- I. 学習指導要領と教科の目標
- Ⅱ. 指導上の視点
- Ⅲ. 指導上の配慮事項
- Ⅳ. 指導例
- ♥. まとめ
- VI. 事後学習
- Ⅷ.参考文献・関連リンク



この講義は、視覚障害のある児童生徒に対して体育・保健体育の指導を行う際に把握しておくべき内容の理解をねらいとしています。

そこで、最初に「学習指導要領と教科の目標」について確認し、次に実際 の指導に当たる際にどのような視点に立って行うことが必要であるか、また、 どのような事柄に配慮する必要があるのかについて触れ、指導例を紹介しま す。

そして、本講義のまとめを述べます。最後に、事後学習の内容、参考文献・関連リンクを示します。



それでは、はじめに2017年4月に告示された特別支援学校小学部・中学部学習指導要領と教科の目標について確認します。

#### I. 学習指導要領と教科の目標

#### 1. 学習指導要領(特別支援学校小学部・中学部)

#### 特別支援学校小学部

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と 内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示す ものに準ずるものとする。

引用 文部科学省:特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第2章第1節第1款、78ページ、2017年4月 特別支援学校中学部

各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並び に指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導 要領第2章に示すものに準ずるものとする。

引用 文部科学省:特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第2章第2節第1款、129ページ、2017年4月

児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、 基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。

引用 文部科学省:特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第2章第1節第1款1(3)、78ページ、2017年4月



特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、小学部について「各教科 の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについ ては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。」と書か れています。

また、中学部について「各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標 及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導 要領第2章に示すものに準ずるものとする。」と記述されています。

そして、特別支援学校小学部と中学部の学習指導要領において、「児童の 視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事 項から着実に習得できるよう指導すること。」という記述が見られます。

こうしたことを踏まえながら、各教科の目標に基づいて、児童の障害の状 態や特性等を十分考慮して指導することが大切です。

# Ⅰ. 学習指導要領と教科の目標2. 教科の目標(体育・保健体育)

#### 小学部「体育」目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。

引用 文部科学省:小学校学習指導要領、第2章第9節体育第1、142ページ、2017年3月

#### 中学部「保健体育」目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、 生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフ を実現するための資質・能力を育成することを目指す。

引用 文部科学省:中学校学習指導要領、第2章第7節保健体育第1、115ページ、2017年3月



次に教科の目標ですが、小学部の「体育」は「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。」と記述されています。また、中学部の「保健体育」は「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指す。」と書かれています。

学部ごとの教科の目標を基にして、発達段階に配慮しながら指導計画を立てる必要があります。

なお、小学校及び中学校の学習指導要領の第1章第4 「2.特別な配慮を必要とする児童への指導」において、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と記述されています。本講義で学習する視覚障害のある児童生徒への手立てや支援は、特別支援学校(視覚障害)以外で学ぶ視覚障害のある児童生徒への指導の際にも有効であることを念頭に置いて学んでいただければと思います。



続いて、「指導上の視点」について説明します。

#### Ⅱ. 指導上の視点

#### 1. 身体運動の指導上の視点

- (1) 教員が安全を確保すると共に、児童生徒が 安全に運動できるようにする。
- (2)児童生徒の実態に応じて、基本動作の習得に 重きを置いた個別指導を行う。
- (3) 児童生徒が聴覚や触覚を効果的に活用して 運動できるように指導する。

1

7

視覚に障害がある児童生徒に対して「身体運動の指導上の視点」について 3つ取り上げます。

1つ目は、「教員が安全を確保すると共に、児童生徒が安全に運動できるようにする」ことです。

教員は、児童生徒から目を離さないようにします。複数の教員での対応が必要な場合もあります。児童生徒は安全を確認した上で運動する態度を身に付けることが大切です。運動用具に衝突したり、躓いて転倒したりしないようにあらかじめ用具の位置関係を把握することも重要です。

2つ目は、「児童生徒の実態に応じて、基本動作の習得に重きを置いた個別指導を行う」ことです。視覚的な情報を得にくいため、児童生徒の手や足をとって、手足の動かし方を一つ一つ丁寧に教えることが動作のイメージの獲得にもつながります。

3つ目は、「児童生徒が聴覚や触覚を効果的に活用して運動できるように 指導する」ことです。例えば、音源走やサウンドテーブルテニス等において、 聴覚で得た情報を適切な動作に結び付けることが大切です。

また、教員は、自らが柔軟体操やダンス等の動作をしているところを児童 生徒が実際に触れて動作を理解できるように指導することが重要です。

以上の視点に基づいて指導内容を考慮しながら児童生徒が楽しく取り組めるようにすることが大切です。

#### Ⅱ. 指導上の視点

# 2.健康増進のための指導上の視点

- (1) 学んだ運動やスポーツを日常生活にも取り 入れる。
- (2) 運動量と栄養摂取量の適切なバランスを保つ 生活習慣を育成する。
- (3)地域のスポーツ施設等も利用し、日常的な 運動の習慣が身に付くように働きかける。

8



次に、「健康増進のための指導上の視点」について3つ取り上げます。

1つ目は、「学んだ運動やスポーツを日常生活にも取り入れる」ことです。 チームスポーツを取り入れる等、楽しく運動できていつでも運動に親しめる ように心掛けます。特に夏休みや冬休み等学校の長期休み期間中にも体力を 落とさないよう、運動するように指導することが重要です。

2つ目は、「運動量と栄養摂取量の適切なバランスを保つ生活習慣を育成する」ことです。運動と食事のバランスを保つには家庭の理解や協力を得ることが大切です。

3つ目は、「地域のスポーツ施設等も利用し、日常的な運動の習慣が身に付くように働きかける」ことです。運動は他者と一緒に取り組むことによって、得られる喜びや楽しみは倍増されます。したがってその機会を多く得るために、スポーツ施設を多く利用し、また福祉施設の職員を通じて運動の機会を作るよう支援します。

#### Ⅱ. 指導上の視点

#### 3. 保健の指導上の視点

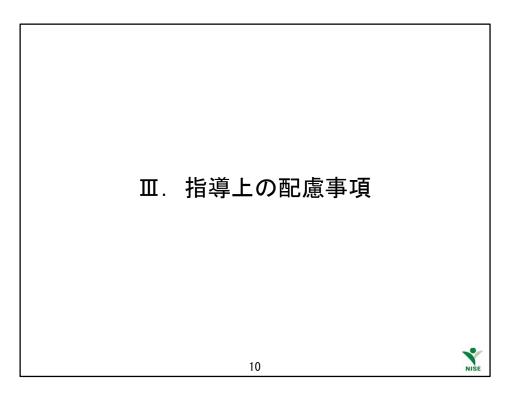
- (1) 教科書の知識だけでなく、医療・環境・生活等 の一般的な知識についても授業で取り上げる。
- (2)健康や衛生の管理等を学校生活全体の中で指導する。

9

次に、「保健の指導上の視点」について2つ取り上げます。

1つ目は、「教科書の知識だけでなく、医療・環境・生活等の一般的な知識についても授業で取り上げる」ことです。例えば、流行している病気や自らの健康に関心をもって生活する態度を養うとともに、病気や健康に関する情報について真偽を確認しながら正しく理解できるように指導します。

2つ目は、「健康や衛生の管理等を学校生活全体の中で指導する」ことです。例えば、流行性のウイルス等の感染症予防に関する正しい知識を習得させ、主体的に病気を予防することができるように手洗い、うがい、消毒、咳エチケット、換気等の必要性を理解し、児童生徒が自身の健康や衛生の管理に関心をもつよう指導することが大切です。また、服薬、点眼、歯磨き等の仕方や、気温に応じた服の着脱、トイレの使い方等について、児童生徒の生活状況に応じて適切に実践できるように様々な機会を通じて指導する必要があります。そして、養護教諭とも連携して、男女交際や性教育等について取り扱い、場合によっては個別指導をすることも大切です。



続いて、「指導上の配慮事項」について説明します。

# Ⅲ. 指導上の配慮事項

- 1. 眼疾患の状況を把握した上で指導する。
- 2. 適切な用具を使用し、安全を確保するようにする。
- 3. 走る際には識別しやすい音源等を活用し、 目標地点を音源定位しやすくする。
- 4. 触って分かりやすい環境にする。 (ラインテープ、コーン等の活用)

11

1つ目は、「眼疾患の状況を把握した上で指導する」ことです。

眼疾患によっては、運動中に注意が必要な場合や運動そのものを控える必要がある場合があります。例えば、緑内障で高眼圧の場合には目に強い衝撃が加わると眼球破裂をもたらすことがあるため、強い衝撃が加わらないように配慮するとともに、眼圧を上昇させないために下を向いたままで運動をし続けないようにする配慮が必要な場合があります。

また、運動種目によっては、目に物理的な衝撃が加わるのを防ぐため、目を保護する用具を着用することもあります。

このように個々の眼疾患に対しては家庭や養護教諭と十分に情報を共有して指導をするように配慮します。

2つ目は、「適切な用具を使用し、安全を確保するようにする」ことです。 例えば、鉄棒やフロアバレーのネットの支柱にぶつかってケガをしないよう に衝撃吸収材を使用したり、突起物にはプロテクターを取り付けたりして、 安全に十分配慮することが大切です。

3つ目は、「走る際には識別しやすい音源等を活用し、目標地点を音源定位しやすくする」ことです。周囲の環境音に対して識別しやすい音源を選択することも大切です。

4つ目は、「触って分かりやすい環境にする」ことです。ラインテープやコーン等を活用し、状況を把握しやすくします。また、触覚で識別しやすい素材を利用することも効果的です。

# Ⅲ. 指導上の配慮事項

- 5. 視覚で確認しやすい環境にする。
- 6. 模型等を触って学習できる教材を適切に活用する。
- 7. 教員が実際に動作しているところを児童生徒に 触れさせながら、動作を把握させ、動作に合わ せた分かりやすい言葉を用いて説明する。
- 8. 児童生徒が自身の健康や衛生の管理を習慣付けられるように、手洗い、うがい等の指導を学校生活全般で取り入れる。

12



5つ目は、「視覚で確認しやすい環境にする」ことです。弱視の児童生徒に対しては器具等の色や配色に配慮し、羞明の場合には屋内ではカーテンを引き、屋外では遮光眼鏡を利用する等、光量を調節する配慮が必要です。

また、教員と児童生徒の服装の色は、周囲の環境や器具等とは、はっきり 識別し易い色を選ぶようにします。

6つ目は、「模型等を触って学習できる学習教材を適切に活用する」ことです。特にボール運動は、広い空間の中で行われます。コートや競技者の位置関係について理解しやすくするように縮小模型を使って説明すると良いでしょう。

7つ目は、「教員が実際に動作しているところを児童生徒に触れさせながら、動作を把握させ、動作に合わせた分かりやすい言葉を用いて説明する」ことです。動作の把握に必要な言葉の概念形成の指導が大切です。

8つ目は、「児童生徒が自身の健康や衛生の管理を習慣付けられるように、 手洗い、うがい等の指導を学校生活全般で取り入れる。」ことです。流行性 のウイルス等の感染症予防への正しい知識の習得は児童生徒にとって大切な ことです。主体的に病気を予防するための習慣を身に付けられるよう丁寧な 指導が大切です。



次に、「指導例」を紹介します。

- 1. 体育
- (1)歩き方
- (2) 走り方
- (3) ラジオ体操
- (4) 水泳 事前指導
- (5) 水泳 浮き方、泳ぎ方
- (6) サウンドテーブルテニス
- 2. 保健
- (1)歯に関する学習
- (2) 病気とその予防

14



スライドには、具体例として「体育分野」 6 例、「保健分野」 2 例を挙げています。順に紹介していきます。

# 1. 体育(1)歩き方



ラインテープを確認し ながら歩く様子

く歩き方の練習>

- ・ラインテープの利用
- ・ロープと筒の利用
- ・音源の利用

正しい歩き方を身に付けることは、白杖を用いた歩行の能力 向上にもつながる。

15



まず、「歩き方」の指導について紹介します。

歩くことは運動の基本であり、四肢をバランスよく動かすことが必要となりますが、視覚障害がある場合は、その指導も必要です。

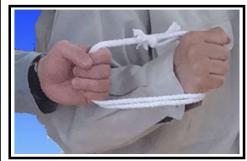
スライドの写真はラインテープを確認しながら歩く様子を示しています。 この写真のように、ラインテープの下に固定した紐を靴裏で確認しながら、 ラインに沿って歩けるように練習します。

左右いずれかの靴裏でラインを確かめ、移動方向から逸れないように指導 します。

この他の方法としては、ロープを歩く方向に沿って伸ばして固定し、その筒にロープを通して筒を持ちながらスライドさせて歩く方法や、音源に向かって歩く方法等があります。また、目標地点を知る手掛かりのない状態で真直ぐ歩く感覚を身に付ける練習も大切です。

正しい歩き方を身に付けることは、白杖を用いた歩行の能力向上にもつながります。歩くことは、日常生活の基本となる動作であるので、児童生徒の実態に合わせ、段階的に指導することが大切です。

# 1. 体育(2) 走り方



- <u>ーープの握り方</u>
- ・児童生徒の状況に応じた 伴走による支援
- ・十分な腿上げと腕振りを 意識させた走りの指導

運動の正しい動きを理解させるには、動きのリズムを大切にした指導を行う。

16



次に、「走り方」の指導について紹介します。

全盲の児童生徒に「走り方」を指導する際には伴走が必要となります。伴 走の方法を詳しく説明しますと、はじめに約1メートルの長さのロープを用 意し、その両端をそれぞれ結んで輪を作ります。

スライドの写真のように走者と伴走者が互いにその輪の端と端を握って走ります。

方法はこの他にも輪を二重にして利用する場合もありますので、走者と相談 して走りやすいように工夫します。

ロープを弛ませて走るのを好む場合とピーンと張らせて走るのを好む場合とがあるので、走者と伴走者が相談して決めると良いでしょう。

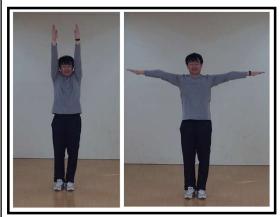
走る際は反時計回りに周回することが多いので、伴走者は走者の左真横か、 わずかに下がった位置で走ります。伴走者が走者の前に出て引っ張ったりす ると、走者は腕が振れなくなってしまいます。狭い所や危険な場所等では伴 走者が前に出て臨機応変に対応します。

危険な場所ではロープをたぐって短くするようにします。また、段差があったり混雑したりする時には、肘等をつかんでもらった方が安全です。伴走者は児童生徒のランニングの状態を常に観察し、相手に合わせるようにします。コースの障害、段差、上り坂、下り坂、曲がり角等は早めに、10メートル位手前で予告するようにします。

例えば「10メートル先45度右カーブ」のように具体的に知らせます。児童 生徒本人が分かりやすい知らせ方をあらかじめ打ち合わせしておきます。

以上のように、「走り方」の指導の際には個々の児童生徒の実態や状況に 応じて伴走による支援をします。 また、視覚障害の児童生徒は足を地面にするようにして走る傾向があるため、十分な腿上げと腕振りを意識して走るように指導することが大切です。「歩く」や「走る」各運動の正しい動きを理解するには、動きのリズムを大切にした指導を心掛けるようにします。

# 1. 体育(3)ラジオ体操



ラジオ体操の基本動作の一部

・動作が分かりやすい 声掛けが効果的

動作のイメージを もてるように指導 する。

17



次に、「ラジオ体操」の指導について説明します。

ラジオ体操は基本となる多くの動作を含んでいます。スライドの2枚の写真ではその一部を示しています。

スライド左の写真は、背すじを伸ばして立った状態で両腕を頭の上まで持ち上げて手先まで伸ばしている動作を示しています。

スライド右の写真は、同じように背すじを伸ばして立った状態で地面に水平になるように左右の腕を持ち上げて左右それぞれに手先まで伸ばしている動作を示しています。

視覚的模倣が難しい児童生徒の場合、伸展や屈曲等の動作が十分でない場合があります。

手を上げる動作を指導する場合、「手を上げて」という指示だけでは、動作の目的を遂行できないことがあります。

このような場合には「肘を耳に近づけるように指先を天井に向けて伸ばしましょう」というように指示をすると、児童生徒が動作のイメージをつかみ やすくなります。

他の動作についても同様に、動作を分かりやすい言葉で伝えます。

# 1. 体育(4)水泳 事前指導

・更衣室、シャワ一室、プールでの動線を理解 できるような事前指導

児童生徒同士が衝突しないように一定の方向で 移動するルールを守る。

#### 【教員の事前準備】

- 滑って転倒して怪我をしない環境整備
- 火傷をしないための水撒き
- ・プールの水深の確認と調整

18



次に、「水泳」の指導について説明します。

まず、「事前指導」について述べます。

「更衣室、シャワー室、プールでの動線について理解できるように事前指 導」を行います。

児童生徒が更衣室、シャワー室、プールでの動線を理解することによって、 衝突による怪我を防ぐことができます。児童生徒同士が衝突しないように一 定の方向で移動するルールを作り、それを守る指導が大切です。

このスライドでは、教員側の事前準備についても触れておきます。

プールサイドを移動する際に滑って転倒して怪我をしないように環境を整備して、児童生徒にもその旨注意喚起しておくことも大切です。また、日差しの厳しい夏季の屋外プールではコンクリートの床は想像以上に熱くなるため、水を撒いて火傷をしないよう注意します。そして、プールの水深の確認と調整もしておきます。学校によってプールの深さは様々ですが、児童生徒の実態に応じて、プールフロアを敷いて水深を調節します。

# Ⅳ. 指導例 1. 体育(5)水泳 浮き方 泳ぎ方 デき方指導の様子 水泳指導の初期段階では浮き具を使用し、 水への恐怖感を取り除く。

事前指導の次は、「浮き方や泳ぎ方」の指導例を紹介します。

水泳指導の初期段階は水に慣れることから始めます。顔を水につけること、

コースロープを持って水中を歩くこと等を段階的に学習します。

初期段階では、マンツーマンで指導することが必要不可欠です。

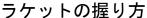
小学部低学年の児童は水に対して恐怖感をもちやすいので、浮き具(例えば、ライフジャケット、浮き輪、ネックヘルパー、フローター等)を使い、安心して取り組めるようにします。

浮き方を指導する際には、スライド左のイラストのように腰と首は沈みやすいので直接手で支え、浮き具を使うと安心して水に体を預けられるようになります。最近は様々な浮き具が製品化されていますので、それらを効果的に利用して指導を進めると良いでしょう。

また、泳ぎ方を指導する際には、スライド右のイラストのように児童生徒 の手足を持って直接指導することも必要です。プールに入る前にマットの上 で両手・両足の動作パターンを体得しておくと効果的です。

# <u>1.体育(6)サウンドテーブルテニス</u>







実際にプレイしている様子

音源探査をしながらフットワークよく左右に動き、ラケットで打ち返すことができるように指導する。

20



次に、「サウンドテーブルテニス」について説明します。

サウンドテーブルテニスは視覚障害者に人気のあるボール運動で、昭和初期から行われています。

卓球と似ていますが、ボールはバウンドさせずに転がします。ボールの内 部に金属製の小さな玉が入れてあり、転がすと音が出るようになっています。

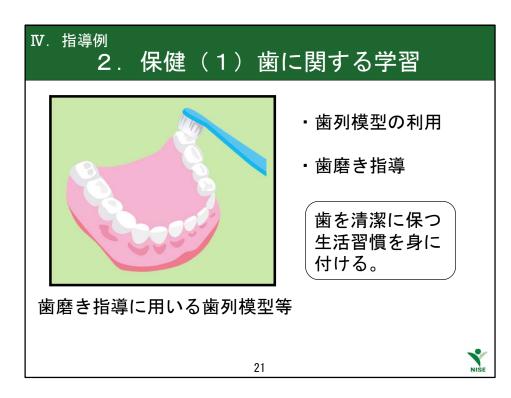
台は卓球台を利用しますが、プレイヤーの縁と角から60センチメートルまでのサイドに木枠を取りつけます。

ネットは、台から4.2センチメートル隙間を空けて張り、ネットの下を転がして相手コートにボールを打ち返します。

プレイヤーはアイマスクを着用します。ラケットはスライド左の写真の形のものがよく使われ、ラバーは付けません。

ラケットはスライド左の写真のように手の甲を相手側に向けて持ち、ボールを打ちます。音源探査をしながらフットワークよく左右に動き、ラケットで打ち返すスキルが必要になります。

スライド右の写真は実際にプレイしている様子です。晴眼者がアイマスク をして競技することもあり、学校間交流等の場でもよく行われる運動種目で す。



次は保健分野の指導例について説明します。

保健では、日常生活で必要な健康管理について積極的に取り上げ、自立した生活につながるように指導する必要があります。

このスライドでは、「歯に関する学習」を取り上げます。

例えば、スライドのイラストのような歯列模型を利用して歯に関する知識 を深め、歯磨きを丁寧にできるようにします。また、歯を清潔に保つ生活習 慣を身に付けられるように指導します。

# 2. 保健(2)病気とその予防

- ・病原菌、ウイルス等の感染症予防に関する正しい知識の習得 (例:感染症予防に関する指導資料(※)の活用)
- ・主体的に病気を予防するための習慣付け (例:手洗い、うがい、消毒、換気等)
- 自分の健康管理も行えるよう丁寧な指導が必要

(例:音声体温計を利用した児童生徒自身での体温計測)

児童生徒が自身の健康や衛生の管理に関心をもつよう 指導する。

※参考 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料 https://www.mext.go.jp/a\_menu/kenko/hoken/08060506\_00001.htm (アクセス日、2020年6月6日)



22

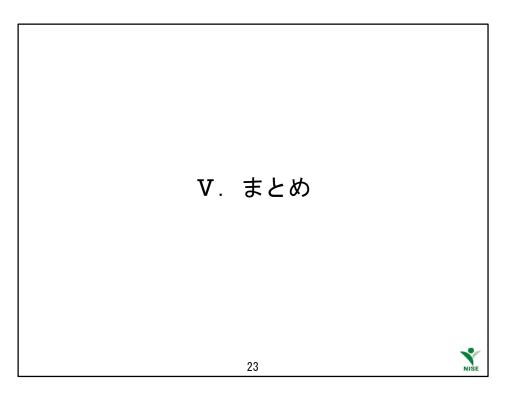
次は「病気とその予防」についての指導例について説明します。 風邪やインフルエンザ等の病気は多くの児童生徒が経験します。

病原菌、ウイルス等の感染症予防に関する知識が不十分な場合があります。そのため、病原菌、ウイルス等の感染症予防に関する正しい知識を身に付けられるように学校生活の中で丁寧に指導する必要があります。例えば、新型コロナウイルス感染症予防に関する指導資料については、文部科学省のホームページ(※下記)に掲載されています。病原菌、ウイルス等の感染症予防についての指導の際には、文部科学省や教育委員会等の最新の資料を参考にして児童生徒への指導を行っていただければと思います。そして、主体的に病気を予防するための習慣を身に付け、自分の健康管理も行えるよう丁寧な指導も大切です。例えば、手洗い、うがい、消毒、換気等の必要性を理解し、児童生徒が自身の健康や衛生の管理に関心をもつよう指導します。

音声体温計を利用して児童生徒が自分の体温を把握できるようにするのも効果的です。

感染症予防に関する指導に関しては、最優先で指導を要すると思います。 とりわけ、新型コロナウイルス感染症について、文部科学省のホームページ において指導資料が掲載されています。こうした資料を参考にしつつ、最新 の知見に基づき指導するように配慮してください。

※例示:新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料 https://www.mext.go.jp/a menu/kenko/hoken/08060506 00001.htm



ここで、本講義のポイントとなることをまとめます。

#### V. まとめ

- 1. 安全を第一にした指導を徹底する。
- 2. 児童生徒の実態に応じて個別指導を行う。
- 3. 学んだ運動やスポーツを日常生活にも取り入れる。
- 4. 地域のスポーツ施設等も利用し、日常的な運動の習慣が身に付くように働きかける。
- 5. 児童生徒が自身の健康や衛生の管理に関心をもつように 指導する。

N

24

1つ目は、「安全を第一にした指導を徹底する」ことです。教員が安全を確保し、安全に運動するために必要な動作を丁寧に指導することが大切です。

2つ目は、「児童生徒の実態に応じて個別指導を行う」ことです。基本動作の習得に重きを置いた個別指導が大切です。

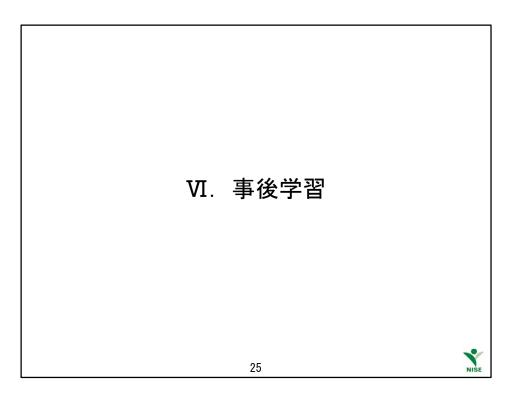
3つ目は、「学んだ運動やスポーツを日常生活にも取り入れる」ことです。 楽しく運動することが運動の習慣付けにつながるため、チームスポーツを 取り入れる等の環境作りも大切です。

4つ目は、「地域のスポーツ施設等も利用し、日常的な運動の習慣が身に付くように働きかける」ことです。

運動を他者と一緒に取り組むと得られる喜びや楽しみが多いので、スポーツ施設や福祉施設の職員等を通じて運動の機会が多く作れるように支援していくことが必要です。また、児童生徒が主体的に運動に取り組む態度を育むことも大切です。

5つ目は、「児童生徒が自身の健康や衛生の管理に関心をもつように指導する」ことです。家庭と連携して主体的に病気を予防するための習慣を身に付けさせ、自分の健康管理も行えるよう丁寧な指導が大切です。

以上のようなことを念頭に置き、学校での実践にとどめず、将来にわたって健康な生活を長く続けるための運動の必要性について理解させ、楽しんで運動を実践する力を身に付けるように指導することが大切です。



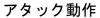
続いて、事後学習の内容を提供します。

# Ⅵ. 事後学習 フロアバレーボール



目を保護する用具







レシーブ動作

児童生徒の実態や特性に応じた役割でプレイできるように指導する。

26



事後学習では、フロアバレーボールを取り上げます。このスライドでは、 フロアバレーボールについての理解を是非深めていただきたいと思います。 フロアバレーボールは視覚障害者と晴眼者が一緒にプレイできるように考 案された球技で、バレーボールを参考に作られています。

コートは成人6人制バレーボールで使用するコートと同じ規格ですが、 ネットは床上に 30cmの空間があくように張ります。

ボールは弱視の競技者の見やすさを考慮した白色のものを使用し、中には 鈴が入れてあります。

ボールは床の上を転がし、その音を頼りにネットを挟んで打ち合ってポイントを競い合います。

ネット側の前衛3人はアイマスクあるいはスライド左のイラストのような 目を保護する用具を着用し、全盲者あるいはアイマスク等の着用者です。 後衛の3人は弱視者や晴眼者です。

3回でボールを相手コートに返し、アタックも打ちます。

ボールの扱い方の基本は転がしてボールをつなぐことで、スライド中央の 写真のようにボールを床に置いた状態でアタックやサーブをします。

レシーブは、スライド右の写真のように手を拳のようにして受けるように します。ケガの防止の観点から、手袋を利用することも許されています。

児童生徒の実態や特性に応じた役割でプレイできるように指導することが 重要です。

# VI. 事後学習 フロアバレーボール

フロアバレーボールの試合の様子

#### <事後学習>

フロアバレーボールの理解を深める。

(日本フロアバレーボール連盟のWebサイト(※)等の閲覧) ※http://www.jfva.org/index.html

27



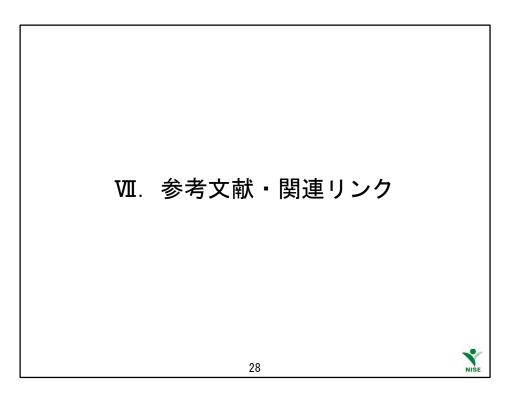
このスライドのイラストでは、フロアバレーボールの試合の様子を示しています。

障害の特性から集団で行う競技種目は多くはありませんが、フロアバレーボールは集団競技種目としてよく取り入れられています。

それぞれのプレイヤーの特性を踏まえたポジションや役割を互いに理解し、 一人一人がチームの一員であることを意識してプレイすることを学ぶのに適 した種目です。したがって、チームのメンバーの役割を把握してプレイする ための指導が必要になります。

また、日本の全国各地でフロアバレーボールの大会が開かれており、晴眼者を含んだ混成チームも参加できるため、一緒に楽しめるのが特徴です。

このようなフロアバレーボールですが、事後学習の中で、皆さんには日本フロアバレーボール連盟のWebサイトを閲覧したり、皆さん自身でプレイしてみたりして、フロアバレーボールを通して障害者スポーツの理解を深めていただきたいと思います。



最後に参考文献とインターネットの関連リンクについて示しておきます。

# Ⅲ. 参考文献・関連リンク

- 1. 文部科学省:特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第2章第1節第1款、78ページ、2017年4月
- 2. 文部科学省:特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第2章第2節第1款、129ページ、2017年4月
- 3. 文部科学省:特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第2章第1節第1款1 (3)、78ページ、2017年4月
- 4. 文部科学省:小学校学習指導要領、第2章第9節体育第1、142ページ、2017年3月
- 5. 文部科学省:中学校学習指導要領、第2章第7節保健体育第1、115ページ、2017年3月
- 6. 全国盲学校長会: Q32運動や動作の指導はどうしたらよいでしょうか、視覚障害教育入門Q&A、ジアース教育新社、74-75ページ、2000年9月
- 7. 全国盲学校長会: Q40弱視児に対する体育の指導で特に配慮しなければならないことはどんなことでしょうか、視覚障害教育入門Q&A、ジアース教育新社、90-91ページ、2000年9月
- 8. 日本フロアバレーボール連盟: http://www.jfva.org/ (アクセス日、2020年6月6日)
- 9. 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料: https://www.mext.go.jp/a\_menu/kenko/hoken/08060506\_00001.htm (アクセス日、2020年6月6日)

29



各文献、関連リンクを参照して、理解をさらに深めていただきたいと思います。

#### 免許法認定通信教育-視覚障害教育領域-

視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 各教科の指導IV (体育/保健体育)

# 終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:土井 幸輝)

30



以上で、視覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 「各教科の指導IV」(体育/保健体育)の講義を終わります。

責任監修:金子 健

作成者:土井 幸輝

読み上げ者:土井 幸輝

